

(令和7年度大学推薦特別選考) 学内選考の応募者へ

1 募集校種及び教科

自治体	校種	教科
大阪府	中学校	数学、理科、技術
	高等学校	農業、工業（機械、電気、土木、工業化学）
大阪府	中学校	国語、数学、理科、美術、技術、英語
堺市	中学校	数学、理科、美術、技術
豊能地区	中学校	国語、社会、数学、理科、美術、技術、英語
京都市	小学校	
	中学校	国語、数学、理科、技術、英語
	高等学校	情報、工業
岡山市	中学校	国語、社会、数学、理科、美術、技術、英語
福岡県	中学校	国語、社会、数学、理科、美術、技術、英語
北九州市	中学校	国語、社会、数学、理科、美術、技術、英語

2 学内選考の応募資格など

- 応募資格（次の1）～3）を共に満たすこと）
 - 1) 当該自治体（教育委員会）の「大学推薦特別選考実施要項の推薦要件」に該当する者
 - 2) 下記の条件を満たす者

自治体	推薦要件
大阪府	「良」以上が8割以上かつ「優」以上が5割以上
大阪府	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「良」以上が8割以上かつ「優」以上が5割以上 ・ 「英語」においては、英検準1級以上合格、GTEC(CBT)1,190点以上取得、IELTS5.5以上取得、TOEFL(iBT)72点以上取得、TOEIC(L&R)785点以上取得のいずれかを満たす者
堺市	「良」以上が80%以上かつ「優」以上が50%以上
豊能地区	「優」又は「良」以上が7割以上
京都市	「優」以上が3分の1以上
岡山市	「優」以上が3分の1以上
福岡県	「良」以上が8割以上かつ「優」以上が5割以上
北九州市	「良」以上が80%以上かつ「優」以上が50%以上

- 3) 当該自治体の教員を第一志望とする者

- 学内選考に応募する前に、応募資格を満たしているかを、学部教員（推薦書記載教員など）に確認してもらうこと。
- 本大学からの推薦者となり、当該自治体（教育委員会）の教員採用試験に最終合格した場合、合格辞退はできない。
- 学内選考の結果が出るまで、当該自治体の一般選考の出願はできない。

3 学内選考の応募方法

- 1) 大学等推薦の申し込みフォームに入力

申込期間：3月11日（月）～3月22日（金）16：00迄

申込み URL：<https://forms.gle/DRkjRQmxbtQVAb679>

- 2) 下記の書類を大学院・共通教育学生センターへ提出する

提出書類：①成績証明書

※令和5年度後期の成績が記載された成績証明書を提出してください

成績証明書は4月3日（水）以降に発行してください

- ②英語の資格に関する証明書（下記の自治体に「英語」で受験する方のみ）

※証明書の詳細については、各自治体の大学等推薦実施要項をご確認ください

・大阪市

英語の「資格等に関する証明書等の写し」

提出期限：①成績証明書（4/3以降に発行したもの）・・・4月5日（金）16:00迄

②英語の資格に関する証明書・・・3月22日（金）16：00迄

※どちらも郵送の場合は必着

提出先：大学院・共通教育学生センター（18号館1階）

（〒577-8502 大阪府東大阪市小若江3-4-1）

4 学内選考

学内選考は、論作文と面接をオンライン（Zoom及びGoogle Classroomを活用）で実施し、選考日は令和6年3月29日（金）です。

5 学内選考の合否結果の通知および手続き

- ◎ 大学院・共通教育学生センターより、学内選考終了後、出来るだけ早く結果を、予め届け出た学生の電話番号に連絡します。その後、届け出たメールアドレス宛にメールを送ります。確認したら必ず確認済のメールを返送すること。

- 合格者

- 1) 直ぐに推薦書記載責任者の先生に推薦書を書いてもらう。

- 2) 当該自治体へ提出すべき出願書類を全て揃えて、大学院・共通教育学生センターに提出する。

その後、大学院・共通教育学生センターより自治体に出願書類を郵送します。

自治体	提出書類	提出期限
大阪府	推薦書	4月2日（火）16：00 ※郵送の場合は必着
大阪市	推薦書、小論文	
堺市	推薦書、レポート	
豊能地区	推薦書、自己アピールシート、受験願書	
京都市	推薦書、レポート	
岡山市	推薦書	
福岡県	推薦書、自己PR用紙、返信用封筒	

北九州市	推薦書、大学等推薦アピールシート	
------	------------------	--

※大阪府・大阪市・堺市・京都市・福岡県・北九州市は、大学院・共通教育学生センターへ書類を提出し、自ら電子申請（インターネット）による出願を必ず行うこと。

※岡山市は、大学院・共通教育学生センターへ書類を提出後、「令和6年度実施岡山市公立学校教員採用候補者選考試験実施要項」に定める出願手続きに従い、本人が出願書類を提出すること。

○ 不合格者

改めて、当該自治体を一般選考から受験する場合は、至急、自ら出願書類を取り寄せて、出願の締め切りに間に合うように、自ら自治体に出願すること。